〃	八億九千七百十八万円	第五十六回	八億九千五百四十二万八千五百四十五円	
〃	十八億四千八百二十七万円	第五十七回	十八億四千四百五十一万四千五百十八円	
〃	十四億千四百六十四万円	第五十八回	十四億千百七十六万五千六百四円	
〃	二十六億千九百五十万円	第五十九回	二十六億千六百九万二千八百六十五円	
〃	二十四億二千六百六十八万円	第六十回	二十四億二千百四十五万九千百四十四円	
〃	十八億九千二百十五万円	第六十一回	十八億八千八百六十八万二千二百五十九円	
〃	二十五億六千四百九十七万円	第六十二回	二十五億五千九百九十六万二千五百六十一円	
〃	五十七億二千七百五十七万円	第六十三回	五十七億千五百九十三万千九百二十五円	
〃	百二億二千九百二十七万円	第六十四回	百二億八百六十七万五千百二十七円	
〃	二百六十九億四千五百三十七万円	第六十五回	二百六十九億千二百八万九千四百五十円	
〃	千四百万円	第六十六回	千三百九十八万千百八十七円	
〃	二千七百万円	第六十七回	二千六百九十七万千四百四十九円	
〃	二百万円	第六十八回	百九十九万八千四十五円	
〃	四百五十万円	第六十九回	四百四十九万五千七百三十七円	
〃	千五百万円	第七十回	千四百九十八万八千九百十一円	
〃	三千四百万円	第七十一回	三千三百九十九万二千六百四十八円	
〃	一億三千九百万円	第七十二回	一億三千八百九十六万八千十一円	
〃	二千万円	第七十三回	千九百九十九万六千四百三十九円	
〃	六千九十七万円	第七十七回	六千九十六万九千三百八十八円	
〃	三億七千二十二万千八百四十八円	第八百一回	三億七千百二万円	
〃	一億四千四十万円	第八百二回	一億四千一万四千七百四十五円	
〃	七千万円	第八百三回	六千九百九十万七千九百七十八円	
〃	七千六百三十万円	第八百四回	七千六百二十二万九百八十七円	
合　計	千二百十九億五百七十万円		千二百十七億五百四十九万千二百五十二円	

○経済産業省国土交通省告示第六号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

一の1―1の⑴中「出荷するガソリン乗用自動車」の下に「（以下「平成22年度ガソリン乗用自動車」という。）」を、「エネルギー消費効率（」の下に「自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第4号）による改正前の）」を加え、「。以下「省令」という。」を削り、「平成18年国土交通省告示第350号」の下に「。以下「燃費算定告示」という。」を加え、「以下⑵において同じ。」を削り、「1－2⑴において「」を「以下「平成22年度」と改め、同⑴の表中「ガソリン乗用自動車」を「平成22年度ガソリン乗用自動車」に改める。

一の1―1の⑵を削る。

一の1―1の⑶中「出荷するＬＰガス乗用自動車」の下に「（以下「平成22年度ＬＰガス乗用自動車」という。）」を加え、「自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和54年通商産業省・運輸省令第3号。以下「省令」という。）」に改め、同⑶の表中「ＬＰガス乗用自動車」を「平成22年度ＬＰガス乗用自動車」に改め、同⑶を同⑵にする。

一の1―1の⑷の表以外の部分中「又はディーゼル乗用自動車」を「のうち乗車定員9人以下のもの若しくは車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）3.5トン以下のもの（以下「特定ガソリン乗用自動車」という。）又は軽油を燃料とする乗用自動車のうち乗車定員9人以下のもの若しくは乗車定員10人かつ車両総重量3.5トン以下のもの（以下「ディーゼル乗用自動車」という。）」に改め、「出荷する」の下に「特定」を、「及びディーゼル乗用自動車」の下に「（以下「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等」という。）」を、「ＪＣ08モード燃費値」の下に「（ＪＣ08モード燃費値を算定していない乗用自動車にあっては、燃費算定告示第1条第3号に掲げる方法により算定したもの（以下「ＷＬＴＣモード燃費値」という。））」を加え、「以下⑸及び⑻」を「⑷及び⑺に」に、「1－2⑵において「」を「以下「平成27年度特定」と改め、同⑷の表中「ガソリン乗用自動車及びディーゼル乗用自動車」を「平成27年度特定ガソリン乗用自動車等」に改め、同⑷を同⑶にする。

一の1―1の⑸中「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）」を削り、同⑸を同⑷にする。

一の1―1の⑹中「11人」を「10人」に、「路線バス」を「路線バス等」に、「以下⑺」を「⑹」に改め、同⑹を同⑸にする。

一の1―1の⑺中「11人」を「10人」に、「一般バス」を「一般バス等」に改め、同⑺を同⑹にする。